

古狀揃餘師

全



古狀掬餘師

今川了俊愚

息仲秋小對

制詞の條

條

一文道と知

不而武道

終小勝利と

古狀掬餘師



今川了俊對息仲秋

制詞條

今川了俊對息仲秋
太新義家より五代足利

加馬野氏之三男吉良長兵衛尉長氏代此條
今川了俊對息仲秋

鎮西探題小補以文武の達人頃の君子あり
け制詞の長子中務少輔仲秋小補以條目是

一文道と知
不而武道
終小勝利と

古狀掬餘師

得ざる事

勝利事

文道と大徳と学文の及紙指以
すくすく若者大徳を武勇
進くても不学も人及不徳も
すくすく若者大徳を武勇

一 鷲鷹道遙

一 好鷲鷹道遙

と好無益
之殺生と樂

一 殺生事

道遙の及び紙指の及ぶ
無益より殺生を樂む

一 小過の輩

一 小過事

不死罪不行

一 死罪事

不死の罪も亦く死す
死の及ぶ者も亦く死す

一 大科の輩

一 大科事

一 顯負之沙汰

一 顯負事

と爲一省免

一 省免事

一 民と貪

一 貪事

神社と没倒

一 没倒事

一 令りて柴花と極むれ

苑事

民百姓の寝る所を苑事と云ふ。民百姓の寝る所を苑事と云ふ。民百姓の寝る所を苑事と云ふ。

一 先祖之山

一 先祖之山

一 先祖之山

破壊る莊私宅事

山莊私宅の破壊る事

破壊る莊私宅事

一 君父之重

一 君父之重

一 君父之重

忠孝事

忠孝事

忠孝事

一 公務と軽

一 公務と軽

一 公務と軽

道徳事

道徳事

道徳事

一 臣下の善

一 臣下の善

一 不辨は不忠孝の象

賞罰正し
らざる事

心奉

心下けらるる心奉
う河野成宗は心奉
て悪人今ても心奉

心奉の心奉は心奉
心奉の心奉は心奉
心奉の心奉は心奉

一我臣下の
働と知るが

一我知れは不働事不可
我知れは不働事不可

如く君亦同
前為る可き

目下奉

目下奉の目下奉
目下奉の目下奉

事

事
事
事

一過亂兩説
と企て他人

一企て他人は他人
企て他人は他人

之愁と以身
と樂む事

樂む事

樂む事の樂む事
樂む事の樂む事

樂む事の樂む事
樂む事の樂む事

一身分の分限
と知ら不或

身分の分限

身分の分限の身分の分限
身分の分限の身分の分限

身分の分限の身分の分限
身分の分限の身分の分限

一他人之理
と失し濫望

一他人之理は他人
他人之理は他人

と致し權威
不募る事

威事

人の理あるを威失し一対の権
威不募るを過と云ふなり

一賢臣と嫌
ひ佞臣と愛

一 嫌賢臣と佞臣と愛

一非分の沙
汰と致し事

一 非分の沙汰と致し事

一非道と而
富る紙羨む

一 非道と而富る紙羨む

可く不正
路小而衰ふ

可く不正路小而衰ふ

ろ紙輕ど可
ろ不る事

ろ紙輕ど可ろ不る事

一酒宴遊興
勝負ふ長ト

一 酒宴遊興勝負ふ長ト

家職と忘る
る事

家職と忘るる事

一已が利根
不迷ひ萬端

一 已が利根不迷ひ萬端

と朝する事
就て他人

と朝する事就て他人

すのふふ却て厭はるるもろ之佞人の智智ふ得はまは
阿使るふふもろ智をさか君治て非分の沙汰もろ之

一 不道と而富る紙羨む

可く不正路小而衰ふ

紙を紙と云ふは紙の
富るを云ふは紙の

一 酒宴遊興勝負ふ長ト

家職と忘るる事

家職と云ふは家
の事を云ふは家の

かどよーるは樂ふ長て代々の
家職云ふは長て代々の

一 已が利根不迷ひ萬端

と朝する事就て他人

朝する事就て他人
と云ふは朝する事

こと紙抄
のりなり

一人來をば
則虚病と構

一人來則構虚病と構

對面不能
不事

面奉
人の心算るふを病と構て
對面不能事

獨味と好
人小施に

好獨味と好他人とと

こと能ハ不
隱居せ令む

居奉
こと能ハ不
隱居せ令む

とて臨むふ
歐色長るる

出家沙門
尤尊崇致

出家沙門尤尊崇致

一 礼儀と正
くす可事

正修儀事
出家沙門ハ修儀事
修なり是世成願ハ戒約を

きもの共るは僧人とて入るるに業め
礼儀と正くす可事

一分國よ於
諸關と立て

一分國よ於諸關と立て

往還之旅人
と煩ハ令む

還之旅人
分國よ於諸關と立て

事

事
圓紙すえて旅人の往來と
妨げ不自他せむるなり

一 武具衣裳
已過分小而
臣下見苦事

一 貴賤因果
の道理と辨
へ不安樂
住すの事

右此條々常
不心懸ら被
可引馬合
戰者之事ハ
武士之道珍
不專執
行せら被可
儀第一也

一 武具衣裳意已過分なるは

下見苦事

武具衣裳意など分る
事

解し居人等ハ誤
界ハ不助合なる也

一 不痴を賤因果道理候

不安樂事

周縁と云仲候事ハ世々候
事

そ色々の果報と云く
かり王位候候事ハ
と此意其候の候事
と云

右此條々常
不心懸ら被

可引馬合
戰者之事ハ

武士之道珍
不專執

行せら被可
儀第一也

先國と守る可き事學文無く而ハ政道成る可り
然也 軍書等不顯

幼少之時道正き輩不相

伴ハ假初ハも悪友不隨
可く不水ハ方圓之器
不隨ハ人ハ善惡之友不
依ると實なる哉

是を以國を治る守護者

先可守國事

可成政道有軍書

軍書等不顯

幼少之時道正

伴ハ假初ハも悪友不隨

可く不水ハ方圓之器

不隨ハ人ハ善惡之友不

依ると實なる哉

是を以國を治る守護者

是を以國を治る守護者

是を以國を治る守護者

五 犬 余 師

賢人を愛し
民と貪る國
司者佞人と
好む之由申
傳ふる也

君の心を知
んと欲せ者
其君の愛す
る輩と見て
伺知るに有
し誠小其耻

を知可き也
己小勝る友
を好む我よ
劣る朋と好
ざるハ善人
の賢心也

但斯如く意
得強人を撰
捨ると勿是
惡友を愛す
可らざるの

好佞令中事傳

守復公武家
王國紙版

この國の今の大命の事なりてよく國政
治りんと欲ふ君ハ賢明の臣紙版を
取飲の臣とて民百姓紙版を利紙版
の儀若紙版のむとひ紙版とあり

己友不好者我謂之友

己友不好者我謂之友

己友不好者我謂之友
己友不好者我謂之友
己友不好者我謂之友

己友不好者我謂之友

己友不好者我謂之友

己友不好者我謂之友

己友不好者我謂之友

己友不好者我謂之友

己友不好者我謂之友

謂也

一國一郡を

護る身小限

不衆人の愛

敬無而諸道

成就一難

第一武士之

家に生て合

戦を嫌ひ心

小懸不る侍

者人小賤被

る由名將多

く誠置被る

也

先我心之善

悪を知可

貴賤群集而

來る則善と

思可一招と

雖諸人疎と

出入輩無さ

則己が心行

四郡身主及人愛致而

諸道難成死四郡のち復はるるは

武士之家嫌余戦不愛ん足よく人小報とてをよの教訓有り

侍者致縣人中名將多致

誠置也武士の家よけ生て合戦と嫌ひん小

先我心之善いし心誠む誠むなりわら者人嫌ひ生て先

悪を知可せし教をものごと古の名將をいし師先

貴賤群集而なり

來る則善となり

思可一招となり

雖諸人疎となり

出入輩無さなり

古犬 餘市

正しく不^と知^る可^い

去^り乍^ら門^前市^を

之^を有^る可^い無^し

理^の非^道之^の君^を

道^を而^し民^と

貪^むる^を謀^る畧^す之^の

輩^を邪^に申^す時^に者^は

看^みと^し申^す披^ん

が^を爲^す權^を門^を

有^る也^{なり}

斯^の如^くさ^に境^を

能^く能^く分^け別^を而^し

臣^の下^にの^を猥^にと

糾^り古^の人^の之^の

金^を言^ふ不^し任^せ

憲^法之^の沙^汰

正しく不^と知^る可^い

去^り乍^ら門^前市^を

之^を有^る可^い無^し

理^の非^道之^の君^を

道^を而^し民^と

貪^むる^を謀^る畧^す之^の

輩^を邪^に申^す時^に者^は

看^みと^し申^す披^ん

が^を爲^す權^を門^を

有^る也^{なり}

斯^の如^くさ^に境^を

能^く能^く分^け別^を而^し

臣^の下^にの^を猥^にと

糾^り古^の人^の之^の

金^を言^ふ不^し任^せ

と致す可一
 主君為者之
 意得ハ大方
 日月の草木
 國土と照ハ
 如く近習
 又外様の山
 海遙隔つよ
 被官等よ
 至才で晝夜
 慈悲忠罰の
 遠慮と廻一
 其人不隨て
 召使ふ可一
 諸士之頭と
 為智惠才覺
 無く油斷せ
 令る則上下
 の輩に批判
 と請る事之
 多う可一

主君と為る者之意得大

日月の草木

又外様の山

海遙隔つよ

被官等よ

至才で晝夜

慈悲忠罰の

遠慮と廻一

其人不隨て

召使ふ可一

諸士之頭と

為智惠才覺

無く油斷せ

令る則上下

古犬余師

と請る事之
 多う可一

救んが爲小

諸の法と演

緒と碎きて

文武の兩道

と捨可ら不

國と治るを

仁義禮智信

一關るをも

政道と以罪

と行へば人

の恨無一非

義と構て死

罪せ令る則

其歎深一

者ふなりて上くまなりりもわりの者もその唯佛

爲救ニ爲生ニ如演諸法ヲ辯テ

緒ヲ不捨カラ文武ヲ並ニ置キ

後ニ七十九ノ年ニ入リ後ニ仁ヲ禮ヲ智ヲ信ヲ

一ノ關ヲるニもト一ノ關ヲるニもト

義ヲ禮ヲ智ヲ信ヲ一ノ關ヲるニもト

と行へば人

の恨無一非

義と構て死

罪せ令る則

其歎深一

然者因果道

可ら不其科

可ら不其科

第一忠不忠
分別而賞罰
有可事專
要也

無益之働私
用と構一弓
馬之道無器
用小而人費
と扶持せ不
之輩に所領
と宛行ふと
詮無き哉

諸家之人先
規不從て知
行分相違無
一と雖其時
の主人の心
持振舞ふ依
て威勢多少
也

不可遁を討つて忠不忠分
別可有賞罰事不出意也

周がら之を畏むるはしこしをせしむるはつてり
報あるは理也是を以て可なりと忠と忠が
不ちるを科の條紙はと考之れしを其意
邪ありしんやうふすは肝要なりと云

重き物持私用は馬之道

重き用も木持持杖杖事

宛初不領天候哉 我姑も而して

君は初めはゆぬに之を以て我が家の
成りし味くそ人の人数をも拘へざるや
考ふ杖持杖杖事をも
考ふ杖持杖杖事をも 諸家之人規

先規初以公維を相違を

時依も人持振舞威勢

多量也 天下の大なる事をも
よるを強るは代も

既合戦の道

と知須と家

に生来て徒

小所領と妨

げ兵士と持

不天下之嘲

と取不る儀

口惜う可

次第也仍

壁書件のか

永享元年九月十六日

既合戦の道
既合戦の道は、兵士の持たざるに、
生来て徒らに、小所領を妨げ、
兵士を持たざるに、天下を嘲む、
と取らざる儀、口惜う可なり、
次第也、仍壁書件のか、

既生才頂知合戦道
既生才頂知合戦道、

家後坊不領不坊兵士不征
家後坊不領不坊兵士不征、

天下之嘲依侮可口臨次
天下之嘲依侮可口臨次、

年也仍存壁書件
年也仍存壁書件、

味く既もるに、
つゝ小所領と妨ぐるものなり、
兵士をとりて、
もあつたに、

壁書と大平に、
せんが、その家、
て書かす、
述す件、

永享元年九月十日書

永享元年九月十日書、
元年の已、
武將、

治世二年、

初登山手習
教訓書

初登山手習教訓書

雅児の

右大體者合
戦之出立不

右大體者合
戦之出立不
其不其故
如何初心之
兒童登山之
時者武士之
戰場不向ふ
如也

師匠者大將
軍の如く也
硯墨紙等者
武具之類の
如く也卓机

師匠者大將
軍の如く也
硯墨紙等者
武具之類の
如く也卓机

其不其故
如何初心之
兒童登山之
時者武士之
戰場不向ふ
如也

師匠者大將
軍の如く也
硯墨紙等者
武具之類の
如く也卓机

石代
余
干

二六

者城郭の如く
筆者打物

太刀長刀の
如く也

文字一一書
浮べ習覺る

事譬バ武士
一人而大勢

楯籠る城郭
不忍入大

若一猶以一
大事也

然して名譽
と天下ふ

顯一他乃所
領と知行

一身と立る
のこふ非に

從類眷屬と
扶持する事

引箭之高谷

太刀長刀

作匠の如く
大將軍の如く

如く也

太刀長刀の如く
大將軍の如く

文字一一書

文字一一書

事譬バ武士

一人而大勢

楯籠る城郭

不忍入大

若一猶以一

大事也

然して名譽

と天下ふ

顯一他乃所

領と知行

一身と立る

のこふ非に

從類眷屬と

扶持する事

引箭之高谷

引箭之高谷

古今類聚

余師

末代之面目也

又手習學文

之少人手本

者必敵尔向

が如く也打

物之筆と以

現當之所領

と習取り知

行と可き也

之尔依て文

字ハ一一勢

カ才智と屬

せよ藝能人

不勝る者ハ

諸人之と貴

で賞翫一

金銀米錢願

不而藏小満

七珍萬寶

のいふと云ふは、世のまはるるに依りて末代まを
云はれて面目と施すを、そのまはるるのたふまり休め

の如く也打物之筆と以現當之所領と習取り知
行と可き也之尔依て文字ハ一一勢カ才智と屬
せよ藝能人不勝る者ハ諸人之と貴で賞翫一
金銀米錢願不而藏小満七珍萬寶

又手習學文之少人手本者必敵尔向が如く也打物之筆と以現當之所領と習取り知行と可き也之尔依て文字ハ一一勢カ才智と屬せよ藝能人不勝る者ハ諸人之と貴で賞翫一金銀米錢願不而藏小満七珍萬寶

手習學文之少人手本者必敵尔向が如く也打物之筆と以現當之所領と習取り知行と可き也之尔依て文字ハ一一勢カ才智と屬せよ藝能人不勝る者ハ諸人之と貴で賞翫一金銀米錢願不而藏小満七珍萬寶

手習學文之少人手本者必敵尔向が如く也打物之筆と以現當之所領と習取り知行と可き也之尔依て文字ハ一一勢カ才智と屬せよ藝能人不勝る者ハ諸人之と貴で賞翫一金銀米錢願不而藏小満七珍萬寶

手習學文之少人手本者必敵尔向が如く也打物之筆と以現當之所領と習取り知行と可き也之尔依て文字ハ一一勢カ才智と屬せよ藝能人不勝る者ハ諸人之と貴で賞翫一金銀米錢願不而藏小満七珍萬寶

手習學文之少人手本者必敵尔向が如く也打物之筆と以現當之所領と習取り知行と可き也之尔依て文字ハ一一勢カ才智と屬せよ藝能人不勝る者ハ諸人之と貴で賞翫一金銀米錢願不而藏小満七珍萬寶

手習學文之少人手本者必敵尔向が如く也打物之筆と以現當之所領と習取り知行と可き也之尔依て文字ハ一一勢カ才智と屬せよ藝能人不勝る者ハ諸人之と貴で賞翫一金銀米錢願不而藏小満七珍萬寶

手習學文之少人手本者必敵尔向が如く也打物之筆と以現當之所領と習取り知行と可き也之尔依て文字ハ一一勢カ才智と屬せよ藝能人不勝る者ハ諸人之と貴で賞翫一金銀米錢願不而藏小満七珍萬寶

手習學文之少人手本者必敵尔向が如く也打物之筆と以現當之所領と習取り知行と可き也之尔依て文字ハ一一勢カ才智と屬せよ藝能人不勝る者ハ諸人之と貴で賞翫一金銀米錢願不而藏小満七珍萬寶

手習學文之少人手本者必敵尔向が如く也打物之筆と以現當之所領と習取り知行と可き也之尔依て文字ハ一一勢カ才智と屬せよ藝能人不勝る者ハ諸人之と貴で賞翫一金銀米錢願不而藏小満七珍萬寶

手習學文之少人手本者必敵尔向が如く也打物之筆と以現當之所領と習取り知行と可き也之尔依て文字ハ一一勢カ才智と屬せよ藝能人不勝る者ハ諸人之と貴で賞翫一金銀米錢願不而藏小満七珍萬寶

若又疎學不用之輩に於者其身討之耻辱不非に師匠父母之名を廢一年關老來て後悔千萬也

幼稚之時師命不隨と不親の仰と恐と不末練第と一ふ而寺と一遊下で一字一文とし學不ハ譬バ寶の山に登て空く金玉を得不が如く

若又疎學不用之輩に於者其身討之耻辱不非に師匠父母之名を廢一年關老來て後悔千萬也

不用者も非に其身討之辱

廢師匠父母之名を廢一年關老來

後悔千萬也

幼稚之時師命不隨と不親の仰と恐と不末練第と一ふ而寺と一遊下で一字一文とし學不ハ譬バ寶の山に登て空く金玉を得不が如く

親の仰と恐と不末練第

一ふ而寺と一遊下で一字

一文とし學不ハ譬バ寶

の山に登て空く金玉を得不が如く

得不が如く

無藝無能故
每座赤面至
極也才智無
故所々に
於萬人之非
謗と受る者

也
扱又敵陣に
向ふ武士臆
病第一ふ而
合戦之場と
間道と難く
雪と難く

自然家と失
ひ所領と失
ひ武具之類
と持不而身
の立所無き
ハ諸人之先
途に立難く

松也事智在た本史可人

と能後者也

中へ後者れたた... 扱又敵陣

武至後病第一白此合戦と

場老を心奪一初と名能道

雅名

自然家と失

武具之類

と持不而身

の立所無き

ハ諸人之先

者也

爰^そと以^{もつ}合^あ戰^{せん}
と手^て習^{しゆ}與^あ相^あ

同^{どう}と與^あ
故^ゆに初^{はじめ}學^{まな}初^{はじめ}

心^{こゝろ}之^の兒^こ童^{ども}等^ら
先^{まづ}此^{この}理^{こと}と專^{せん}

拋^{なげ}て手^て習^{しゆ}學^{まな}
文^{ぶん}と致^{いた}す可^べ

者^{もの}也^{なり}

柳^{やなぎ}才^{さい}智^ち藝^ぎ能^{のう}
有^あて文^{ぶん}武^ぶ二^に

道^{みち}不^た達^{たつ}と^り
者^{もの}ハ名^なと天^{てん}

下^{した}小^{せう}揚^{やう}げ德^{とく}
と四^し海^{かい}小^{せう}顯^{けん}

一^{いっ}上^{じやう}古^こ末^{まつ}代^{だい}
名^な人^{にん}の聞^{きこ}有^あ

古今抄 巻前

たがもつがうはあつるやうな事なるといふは、
あつたふりあつたふりの事なるといふは、
あつたふりあつたふりの事なるといふは、

あつたふりあつたふりの事なるといふは、
あつたふりあつたふりの事なるといふは、
あつたふりあつたふりの事なるといふは、

あつたふりあつたふりの事なるといふは、
あつたふりあつたふりの事なるといふは、
あつたふりあつたふりの事なるといふは、

余^あ武^ぶ其^{その}南^{なん}相^{さう}因^{いん}歎^{たん}

故^ゆに初^{はじめ}學^{まな}初^{はじめ}
心^{こゝろ}之^の兒^こ童^{ども}等^ら
先^{まづ}此^{この}理^{こと}と專^{せん}

可^か致^{いた}す者^{もの}也^{なり}

柳^{やなぎ}才^{さい}智^ち藝^ぎ能^{のう}
有^あて文^{ぶん}武^ぶ二^に

道^{みち}不^た達^{たつ}と^り
者^{もの}ハ名^なと天^{てん}

下^{した}小^{せう}揚^{やう}げ德^{とく}
と四^し海^{かい}小^{せう}顯^{けん}

一^{いっ}上^{じやう}古^こ末^{まつ}代^{だい}
名^な人^{にん}の聞^{きこ}有^あ

名^な人^{にん}の聞^{きこ}有^あ

名^な人^{にん}の聞^{きこ}有^あ

余市

十一

る可き者也
大略此趣と
以心有る之
少人者諸道
藝能と嗜む
可き者也依
而教訓書件
の如し

腰越状

源の義経恐
乍申し上る
趣意者御代
官之其一

に如く... 大略此趣

趣有る人少く志可嗜法

道藝能者他倍と差別

書如件 大略此の趣は...

も... 中々に大略の趣あり

腰越状

是ハ... 及平家... 之と持て... 大略と... 趣有る... 用情... 武勇...

源義経... 趣意者御代

探訪... 官之其一

中石代の一人子探せしめてかり代官と名代の更へし何
氏鏡を兄南冠者絶れと二人水朝の代りて聞くの

軍役と初めし由も **為朝敵** 所使
一子探せしめてかり

傾初敵 勅宣天子の命内使と勅宣宣ら
の遣付使と金源治承平自文元上人と

宗平家追討の洗宣と下し治承より水朝は國を攻むと
我々時ふ亦宗平仲も佐別より起る新攻のりて宗平

家依追討人治下し我仲七字成上宗平と宗平部子乳母と
あまよひし絶れ我仲の將勅宣は内使水朝の

代官とて教方法と門下し終ふ **顯** 代官
氏仲治承より治承と宗平と改む

宗平之威 累代より代とわねし何の代し世々
一國一足六條を御公に其多田治承治承

我光河内も我佐佐木も我成太事我家六條治承は
たも改む初より我成ら宗平とて宗平の威を成る

先程の威を **雪** 會松の辱
一は事へむ

是王夫我々も宗平君越る有威と捨て令松とよむが
松とよむは松とよむは前者の法依用ひ是等の葉と書てその

宗平治承中も宗平とて宗平とて教まむの教まむは宗平
以て後大軍治承と宗平は宗平の治承も宗平の宗平

家の宗平も世依治承と今とて治承とて宗平治承と
宗平の宗平とすくくし何の威を宗平と書と書と書と

勅宣之御使
と為朝敵と
傾け

累代弓箭之
藝と顯

會松の耻辱
と雪く

忠賞と行ハ
被可きの處
思の外虎口
之讒言不依
功と黙止被

義經犯はと
無く而咎と
蒙る功有て
誤無くと雖

御勘氣と蒙
ろ之際空く
紅涙ふ沈む
情事の意と

案ずり小良
薬口小苦く
忠言耳小逆
ふ先言也
茲不因て讒
者之實否と
糾さ被不録

一被り忠賞を身

依虎口被美被怒莫を

切切 虎口の被怒を
の被り君の父兄の被怒を

然被怒を家被泣

有功被怒を被泣被泣

沈紅涙 我所を被泣を被泣

情事被怒を被怒被怒

忠言被怒を被怒被怒

因被怒を被怒被怒

之實被怒を被怒被怒

古今
余市

二六

倉中一入ら 被不るの間 素意と迷る 能不徒に 數日と送る 此時に當て 永く恩顔と 拜一奉ら不 骨肉同胞之 儀已絶て宿 運之極る所 歟將又先世 之業因感と 万所歟 悲哉此條故 亡父尊靈再 誣之縁不非 人バ誰入ら 愚意之悲歎 と申披さ何 の輩ら哀憐 と無人哉

不徒迷素意 湮没 粉粉

此腰越の地 常は時定 不徒

骨肉同胞 儀已絶て宿

因不感歎

運之極る所

悲哉此條故

亡父尊靈再

誣之縁不非

人バ誰入ら

愚意之悲歎

と申披さ何

の輩ら哀憐

と無人哉

余市 七五

事新カクシ申狀ウケテ 速懷トク不似ニ 雖義經タカヒコ身ミ 體髮膚タカラを父チチ 母ハハ於ニ受ウケ 幾時節ナニトキノと經ス 不ハして故頭コトウ 殿御ノミ他界タカ之ノ 際孤トコと為ナリ

母之懷中ハハノウラに 抱カり被カ大和ヤマト の國クニ宇陀郡ウダノ 龍門リウモンの牧マキに 赴イり従ツ以來ヨリ 一日イツニチ行ユク時トキと 安堵ヤンブ之ノ思オモひに 住スせ不ズ

者モノの如ニ 事新カクシ申狀ウケテ 速懷トク不似ニ 雖義經タカヒコ身ミ 體髮膚タカラを父チチ 母ハハ於ニ受ウケ 幾時節ナニトキノと經ス 不ハして故頭コトウ 殿御ノミ他界タカ之ノ 際孤トコと為ナリ

經身タカラノミ身ミ辭ハハ集ツ膚タカラ於ニ母ハハ不ズ 幾時ナニトキ節ノと經ス

幾時ナニトキ節ノと經ス

為孤トコと為ナリ

父チチ母ハハ於ニ受ウケ

不ハして故頭コトウ

殿御ノミ他界タカ之ノ

際孤トコと為ナリ

母之懷中ハハノウラに

抱カり被カ大和ヤマト

の國クニ宇陀郡ウダノ

龍門リウモンの牧マキに

赴イり従ツ以來ヨリ

一日イツニチ行ユク時トキと

安堵ヤンブ之ノ思オモひに

余部

七六

甲斐無き命と存びと雖
京都之經廻
難治之間諸
國小流行せ
令り在在所
所小身と隱
邊土遠國
と栖と土
民百姓等小
眼仕せ被

然小幸慶忽
純熟而平家
の一族と追
討せん爲上
洛せ令む
手合小先木
曾義仲と誅
戮一而後平
氏と責傾ん

勢より少くをせ東光阿者兵の身よりすか生
あるより遠追とて時討しとの安をこしと有りて
治

存下書上甲斐命系於沈日羅

治下回令流以諸國をを

隱身栖を遠國邊土

民百姓等
愛身とほすことと名前の子孫をば
傳ひと娘ひと所學を人の名を其院

小令と武術の修りと初むは小本家たは長相乃
依新公の御成りて事の御返答
は勢より少くをせ東光阿者兵の身よりすか生
あるより遠追とて時討しとの安をこしと有りて

純熟而平家
の一族と追
討せん爲上

手合小先木
曾義仲と誅
戮一而後平
氏と責傾ん

洛せ令む
手合小先木
曾義仲と誅
戮一而後平
氏と責傾ん

然小幸慶忽
純熟而平家
の一族と追
討せん爲上

然小幸慶忽
純熟而平家
の一族と追
討せん爲上

為或時ハ
賊々々る巖

石小駿馬小
策り敵の鳥

小亡命せん
瓜顧不

或時ハ漫々
たり大海小

風波之難と
凌ぎ身と海

底小沈り
懸○懸ん

こと痛ま不
加之甲胃と

枕と為弓箭
と業と為

本意併亡魂
の鬱憤と休

奉らんと欲
之○外他

事無一

巖ニ策ヲ駿馬ヲ爲シ敵ニ顧シ亡命ス

元曆元年正月... 策り敵の鳥

瓜顧不... 瓜顧不

或時ハ漫々... 或時ハ漫々

凌ぎ身と海... 凌ぎ身と海

懸○懸ん... 懸○懸ん

加之甲胃と... 加之甲胃と

枕と為弓箭... 枕と為弓箭

本意併亡魂... 本意併亡魂

奉らんと欲... 奉らんと欲

事無一... 事無一

古犬 徐師

七

剩義經五位の尉小補任
せし被之條當家之面目
希代之重職何事之小
如人然と雖今悲
淡く歎切也茲小因て諸
寺諸社之牛王寶印之裡
と以野心と御ま不る之
昔日本六十餘州大小之
神祇眞道と請驚一奉て
數通之起請文と書進び
と雖猶以御宥免無一

剩義經補任の尉之

當家之面目

希代之重職

何事之小

如人然と雖今悲

淡く歎切也

茲小因て諸

寺諸社之牛

王寶印之裡

と以野心と

御ま不る之

昔日本六十

餘州大小之

神祇眞道と

請驚一奉て

數通之起請

文と書進び

と雖猶以御

宥免無一

余師

五九

夫我國者神國也神ハ非禮と稟たまて不憑む所他に非比偏小貴殿廣大之御慈悲と仰く便宜に任せ高聞小達せ令り秘計と過さ被誤無と昔と優一芳免小預者積善の餘慶家門不及び永く榮花と子孫小傳へん仍て日來之愁眉と開き一期之安寧

夫我國者神國也神ハ非禮と稟たまて不憑む所他に非比偏小貴殿廣大之御慈悲と仰く便宜に任せ高聞小達せ令り秘計と過さ被誤無と昔と優一芳免小預者積善の餘慶家門不及び永く榮花と子孫小傳へん仍て日來之愁眉と開き一期之安寧

神と不常非礼 我日本天神古代地神天

神と不常非礼 我日本天神古代地神天

神と不常非礼 我日本天神古代地神天

神と不常非礼 我日本天神古代地神天

神と不常非礼 我日本天神古代地神天

神と不常非礼 我日本天神古代地神天

神と不常非礼 我日本天神古代地神天

神と不常非礼 我日本天神古代地神天

神と不常非礼 我日本天神古代地神天

神と不常非礼 我日本天神古代地神天

神と不常非礼 我日本天神古代地神天

古今

五

と得ん

書紙不盡

不併省畧

今の畢ぬ諸

事御賢察と

仰々恐惶謹

言

文治元年六

月五日

義經

不世書紙不盡

諸事御賢察と仰々恐惶謹言

文治元年六月五日

義經

文治元年六月五日

義經

文治元年六月五日

義經

義經

義經

義經

進上因幡守殿

進上

こまはよせつらひりか後世に伝はるるのころより
りらひごころふ成りて今も書留ありて傳へると云
ふなり

因幡ちん大脈大に巻えと号し八代及十一代平
城事等この宮より保康王の母を侍中とす
大の姓は保つるありて九代の孫三経中納言に
四代の孫なり治承二年九月天下改たの御代とす
又況宣れ申使たり中納言家実の孫四代は平
天下の事代等より改たの御代は平治元年
丙戌育ふ年八代
二家実仁の本名と云ふ

義經會狀

義經會狀

はははとて賜教なり因幡の文を平治の事と云ふ
又云一義經兄を頼朝と云ふは平治元年
後平治元年と云ふは平治元年と云ふは平治元年
かく文治三年の御代と云ふは平治元年
と云ふは平治元年と云ふは平治元年
平治元年と云ふは平治元年と云ふは平治元年
平治元年と云ふは平治元年と云ふは平治元年
平治元年と云ふは平治元年と云ふは平治元年
平治元年と云ふは平治元年と云ふは平治元年
平治元年と云ふは平治元年と云ふは平治元年
平治元年と云ふは平治元年と云ふは平治元年

義經末期賤

和之臺と出

多田滿仲の

家と繼一自

以來

繼父清盛小

隔ら被

邊土遠國と

栖と爲土民

百姓等小服

仕せ被

然と雖當家

之御運と開

き勅宣之

謹で白く抑

義經末期賤

和之臺と出

多田滿仲の

家と繼一自

以來

繼父清盛小

隔ら被

邊土遠國と

栖と爲土民

百姓等小服

仕せ被

然と雖當家

之御運と開

き勅宣之

小於換え被

或時ハ野小

卧一山に伏

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

又或時ハ

古伏余師

廿三

漫々たる海
上小風波之
難と凌ぎ敵
徒之首と切
て鯨鯢之腮
曝
三年三月不
責靡一其耳
非大臣
殿父子と生
捕て京鎌倉
に渡

野伏山又或時海望
凌風波雅切敵徒之首曝
鯨鯢之腮
責靡一其耳
日耶其年生捕て殿父子
源氏鎌倉
源氏會社之
恥辱と雪
と雖梶原が
讒言ふ依て
空く莫大の
勲功を黙止
被
親と兄弟と
纒侍一人に

古今状
余市

田一五

思召替ら被
唯是不運と
存じ將又前
世之業因と
感むるふ似
たり

仰願ハ梶原
父子之頭を
切て義經小
手向ら被者
今世後世之
恨有る可り
ら不

萬端多一と
雖筆紙小盡
難一恐惶
敬白

人唯是運存被又似暮

世之業因

切梶原父子之頭被者

手向ら被者

今世後世之

恨有る可り

ら不

萬端多一と

雖筆紙小盡

難一恐惶

敬白

萬端多一と
雖筆紙小盡
難一恐惶
敬白

文治五年閏四月廿八日

義經

進上 源右兵衛佐殿

文治五年閏四月廿八日 義經

年早み年ハ巳酉ノ日ニ月共日共行
自害の敵ニ日多クは侍従あり

義經

進上源右兵衛佐殿

義經の進上源右兵衛佐殿に
義經の進上源右兵衛佐殿に
義經の進上源右兵衛佐殿に

義經の進上源右兵衛佐殿に
義經の進上源右兵衛佐殿に
義經の進上源右兵衛佐殿に

義經の進上源右兵衛佐殿に
義經の進上源右兵衛佐殿に
義經の進上源右兵衛佐殿に

義經の進上源右兵衛佐殿に
義經の進上源右兵衛佐殿に
義經の進上源右兵衛佐殿に

義經の進上源右兵衛佐殿に
義經の進上源右兵衛佐殿に
義經の進上源右兵衛佐殿に

義經の進上源右兵衛佐殿に
義經の進上源右兵衛佐殿に
義經の進上源右兵衛佐殿に

義經の進上源右兵衛佐殿に
義經の進上源右兵衛佐殿に
義經の進上源右兵衛佐殿に

西塔の武藏
坊辨慶最期
書拾之一通

西塔の武藏
坊辨慶最期
書拾之一通

古伏 奈師

學文と修ひまごん一ひまごんの西塔さいたうに武ぶ武ぶ塔たうと稱しやうを
 持も持も強かう強かうのの人ひとかかりり一いつ旦たん民みん民みん法はふ法はふををししてて本ほん本ほんをを成せい成せい
 即すなは一いつ文ぶん文ぶん法はふ法はふ年ねん年ねん別べつ別べつ衣い衣いははあありりてて長ちやう長ちやう經けい經けいととししてて我が我が
 死しとと其その時ときににてて伊い伊いをを重ちゆう重ちゆうととほほとと送そう送そうせせししははるる事こと書しよ
 捨す捨すのの一いつ通つうとと書しよ
 書しよととししるる

抑若年之時おしわかしのとき身みと雲うん別べつ別べつ淵えん淵えん山さん山さん于よ于よ寄き寄きせせ童どう童どう形けい形けい自じ自じ以い以い來らい來らい日にち日にち夜や夜や怠たい怠たいらら不ふ不ふ

杯はい若わか年ねん年ねん之の之の時とき時とき身み身みと雲うん雲うん別べつ別べつ淵えん淵えん山さん山さん于よ于よ寄き寄きせせ童どう童どう形けい形けい自じ自じ以い以い來らい來らい日にち日にち夜や夜や怠たい怠たいらら不ふ不ふ

粗そ阿あ吽うん吽うん之の之の二に二に字じ字じと誡じ誡じむむ況けい況けい鬢びん鬢びん髮はつ髮はつと剃は剃は除じゆ除じゆるる之の之の頃ころ頃ころ小せう小せう至し至しててハハ偏へん偏へん真しん真しん言げん言げん不ふ不ふ思し思し議ぎ議ぎのの窓まど窓まど向むか向むかてて轉てん轉てん顯けん顯けん密みつ密みつ之の之の秘ひ秘ひ法はふ法はふと極ごく極ごくめめ入に入に定ぢやう定ぢやう座ざ座ざ禪ぜん禪ぜんのの牀じやう牀じやう於お於お金きん金きん胎たい胎たい

况けい況けい鬢びん鬢びん髮はつ髮はつと剃は剃は除じゆ除じゆるる之の之の頃ころ頃ころ小せう小せう至し至しててハハ偏へん偏へん真しん真しん言げん言げん不ふ不ふ思し思し議ぎ議ぎのの窓まど窓まど向むか向むかてて轉てん轉てん顯けん顯けん密みつ密みつ之の之の秘ひ秘ひ法はふ法はふと極ごく極ごくめめ入に入に定ぢやう定ぢやう座ざ座ざ禪ぜん禪ぜんのの牀じやう牀じやう於お於お金きん金きん胎たい胎たい

况けい況けい鬢びん鬢びん髮はつ髮はつと剃は剃は除じゆ除じゆるる之の之の頃ころ頃ころ小せう小せう至し至しててハハ偏へん偏へん真しん真しん言げん言げん不ふ不ふ思し思し議ぎ議ぎのの窓まど窓まど向むか向むかてて轉てん轉てん顯けん顯けん密みつ密みつ之の之の秘ひ秘ひ法はふ法はふと極ごく極ごくめめ入に入に定ぢやう定ぢやう座ざ座ざ禪ぜん禪ぜんのの牀じやう牀じやう於お於お金きん金きん胎たい胎たい

况けい況けい鬢びん鬢びん髮はつ髮はつと剃は剃は除じゆ除じゆるる之の之の頃ころ頃ころ小せう小せう至し至しててハハ偏へん偏へん真しん真しん言げん言げん不ふ不ふ思し思し議ぎ議ぎのの窓まど窓まど向むか向むかてて轉てん轉てん顯けん顯けん密みつ密みつ之の之の秘ひ秘ひ法はふ法はふと極ごく極ごくめめ入に入に定ぢやう定ぢやう座ざ座ざ禪ぜん禪ぜんのの牀じやう牀じやう於お於お金きん金きん胎たい胎たい

况けい況けい鬢びん鬢びん髮はつ髮はつと剃は剃は除じゆ除じゆるる之の之の頃ころ頃ころ小せう小せう至し至しててハハ偏へん偏へん真しん真しん言げん言げん不ふ不ふ思し思し議ぎ議ぎのの窓まど窓まど向むか向むかてて轉てん轉てん顯けん顯けん密みつ密みつ之の之の秘ひ秘ひ法はふ法はふと極ごく極ごくめめ入に入に定ぢやう定ぢやう座ざ座ざ禪ぜん禪ぜんのの牀じやう牀じやう於お於お金きん金きん胎たい胎たい

况けい況けい鬢びん鬢びん髮はつ髮はつと剃は剃は除じゆ除じゆるる之の之の頃ころ頃ころ小せう小せう至し至しててハハ偏へん偏へん真しん真しん言げん言げん不ふ不ふ思し思し議ぎ議ぎのの窓まど窓まど向むか向むかてて轉てん轉てん顯けん顯けん密みつ密みつ之の之の秘ひ秘ひ法はふ法はふと極ごく極ごくめめ入に入に定ぢやう定ぢやう座ざ座ざ禪ぜん禪ぜんのの牀じやう牀じやう於お於お金きん金きん胎たい胎たい

况けい況けい鬢びん鬢びん髮はつ髮はつと剃は剃は除じゆ除じゆるる之の之の頃ころ頃ころ小せう小せう至し至しててハハ偏へん偏へん真しん真しん言げん言げん不ふ不ふ思し思し議ぎ議ぎのの窓まど窓まど向むか向むかてて轉てん轉てん顯けん顯けん密みつ密みつ之の之の秘ひ秘ひ法はふ法はふと極ごく極ごくめめ入に入に定ぢやう定ぢやう座ざ座ざ禪ぜん禪ぜんのの牀じやう牀じやう於お於お金きん金きん胎たい胎たい

古夫

除而

百十一

两部之奥藏と探る

大日不二之法尤以大切也

我母之胎内と出—自以

来禁戒と犯

常之道と護

之現當二世

之木懐と達

之宿縁道と

難く而今將

果以者歟

大日 此の法を以て大切と云ふは、此の法が世間の法と異なるが故なり。大日如来の胎内にて出生すべしと云ふは、此の法が世間の法と異なるが故なり。大日如来の胎内にて出生すべしと云ふは、此の法が世間の法と異なるが故なり。

不二法を以て大切

大日如来の胎内にて出生すべしと云ふは、此の法が世間の法と異なるが故なり。大日如来の胎内にて出生すべしと云ふは、此の法が世間の法と異なるが故なり。大日如来の胎内にて出生すべしと云ふは、此の法が世間の法と異なるが故なり。

我母之胎内にて出生すべしと云ふは、此の法が世間の法と異なるが故なり。我母之胎内にて出生すべしと云ふは、此の法が世間の法と異なるが故なり。我母之胎内にて出生すべしと云ふは、此の法が世間の法と異なるが故なり。

禁戒を護るは、此の法が世間の法と異なるが故なり。禁戒を護るは、此の法が世間の法と異なるが故なり。禁戒を護るは、此の法が世間の法と異なるが故なり。

常二世に於て、此の法が世間の法と異なるが故なり。常二世に於て、此の法が世間の法と異なるが故なり。常二世に於て、此の法が世間の法と異なるが故なり。

宿縁縁道、此の法が世間の法と異なるが故なり。宿縁縁道、此の法が世間の法と異なるが故なり。宿縁縁道、此の法が世間の法と異なるが故なり。

難く而今將、此の法が世間の法と異なるが故なり。難く而今將、此の法が世間の法と異なるが故なり。難く而今將、此の法が世間の法と異なるが故なり。

果以者歟、此の法が世間の法と異なるが故なり。果以者歟、此の法が世間の法と異なるが故なり。果以者歟、此の法が世間の法と異なるが故なり。

此の法が世間の法と異なるが故なり。此の法が世間の法と異なるが故なり。此の法が世間の法と異なるが故なり。

此の法が世間の法と異なるが故なり。此の法が世間の法と異なるが故なり。此の法が世間の法と異なるが故なり。

此の法が世間の法と異なるが故なり。此の法が世間の法と異なるが故なり。此の法が世間の法と異なるが故なり。

疾小源の總
領征夷大將
軍の末子牛
若御曹子ハ
賢仁異相の
若君也

都五條橋に
寄せ夜行の
惡黨と込こ
人爲辻斬也

乃之風聞之
と兼て貳迴
弓馬の家ト
生ト勝負の
思と起一既
早速入洛致
し橋邊ニ
イキ

夜前從五更
の天小及び

果以討つる
乃のこゝろ
疾小源の總領征夷大

將軍末子牛若御曹子ハ

賢仁異相の若君也

牛若御曹子ハ賢仁異相の若君也
疾小源の總領征夷大將軍の末子牛若御曹子ハ賢仁異相の若君也
疾小源の總領征夷大將軍の末子牛若御曹子ハ賢仁異相の若君也

疾小源の總領征夷大將軍の末子牛若御曹子ハ賢仁異相の若君也

疾小源の總領征夷大將軍の末子牛若御曹子ハ賢仁異相の若君也

疾小源の總領征夷大將軍の末子牛若御曹子ハ賢仁異相の若君也

疾小源の總領征夷大將軍の末子牛若御曹子ハ賢仁異相の若君也

疾小源の總領征夷大將軍の末子牛若御曹子ハ賢仁異相の若君也

疾小源の總領征夷大將軍の末子牛若御曹子ハ賢仁異相の若君也

疾小源の總領征夷大將軍の末子牛若御曹子ハ賢仁異相の若君也

差合浮船浦
の浪飛龍目
龍の影此手
拙者嗜之本
手者虎亂清
眼入隱顯籠
手薙手開手
十文字蠟蟬
が谷多り哉
終小追伏ら
被君臣三世
之契約と鳥
一畢ぬ

爾一自以來
師傅と奉る
仍く副將軍
と号し關西

今浮舟浦浪飛龍目

手拙者嗜本手者虎亂清

眼入隱顯籠

手薙手開手

十文字蠟蟬

が谷多り哉

終小追伏ら

被君臣三世

之契約と鳥

一畢ぬ

爾一自以來

師傅と奉る

仍く副將軍

と号し關西

古大 余 雨

五二

三十三箇國

と宛行ハ被

と雖大將之

不運歟一日

片時も所知

之本意を遂

げ不萬民の

鬱憤を播る

と無

動平家と追

討せんが爲

數萬の軍兵

と率一研々

の城廓一發

向之刻屑小

非也とと某

又供奉仕て

夏ハ炎天と

凌ぎ冬ハ雪

霜と戴き陸

小在る則魚

鱗鶴翼の陣

三箇國を將之不運歟一日

片時も所知

之本意を遂

げ不萬民の

鬱憤を播る

と無

動平家と追

討せんが爲

數萬の軍兵

と率一研々

の城廓一發

向之刻屑小

非也とと某

又供奉仕て

夏ハ炎天と

凌ぎ冬ハ雪

霜と戴き陸

古今余師

三十一

と張て張良
智略と作

物冷さ矢
倉の上小月

と眺めて夜
と明

西海小趣
則夜八千尋

の波比底小
錨と懸け舟

汀小推寄せ
終日樊噲

勇と烏と古
武王が蓬華

野之軍の再
來とる者歟

已凶徒と責
伏る小至て

本意と達せ
んと欲とる

處梶原が逆

言征の軍陣して智略殊計を演じたり言八軍中ふを
ては著書の教とて示すは地味海軍の智謀計の如く

めくお冷と梅のよふ 西海則夜八千尋

身は厚を油燈の如く燃えたり

終宵為樊噲勇武を蓬華

野字五年來者歟 西海の軍陣の如く八千尋の波比底小錨と懸け舟

伏凶徒歟も古武王が蓬華

野之軍の再來とる者歟

已凶徒と責

本意と達せ

んと欲とる

處梶原が逆

櫛之遺恨に
依て讒者意
と勒而偽又
實と爲る

御兄弟不和

之意趣琢げ

とと磷が不

結句雲上ふ

霜と加ふる

が如く誠ふ

胡越千年之
隔と作し

日往月來と

雖更ふ御赦

免無く彌疎

遠よ而拙者

迄心を焦し

骨と削るを

范蠡ク廿餘

年の流浪ふ

今このまゝのうてするの謝ぬ所の家傳傳の感はて新

風化れし中然て候ふ歎の如く押さるるを六神の事を

伊のせり事案あるを度と先ひ替財も見守せり梶原をト

め惣勢へたるうふ海とてあり文のそこの既小西傳の事案

と討せしむるくはあふ本伝を安城して実西の民と按年月

すさこの而は事附私に志願をん義傳遠人伝と傳をす

私物も義傳の武田原凡るうごんはらて銀を

しと除んとするのそありあふ強ふ実と候となり

才不社を三極琢の機塔

也雪上加霜成此抄越ま年

病 義傳まのちるを信受を命せざる信の下

おと後者中にも之れを名の下も紙くくをのりしを

成場とよまをしお候へるびす玉のそはれは候へる

其の七百甲を海とて其の信伝の

小きくて千年の隔くつるなり

來冬来河教教人海味を松

考と信新貴因に塚女

年流浪 月日たてをとおふ中教をる

古大 余市

同ト

茲小因て都

五條油の小

路小於澀谷

土佐の入道

竊之時者八

尺二分之手

來の棒ハ八

角小削と三

十二の疵と

落訖訖ぬ

其後我君吉

野小閑籠る

鉄塔踏破の

勢ハ異國本

朝ふも比類

無き者歟

中就關東下

向之刻ハ文

武二道之名

將爲と雖一

身置難く時

てん勇すりて其の... 因茲

於五條油小の澀谷

入道竊時者八尺二分

來の棒ハ八角小削と三

十二の疵と落訖訖ぬ

其後我君吉野小閑籠る

鉄塔踏破の勢ハ異國本

朝ふも比類無き者歟

中就關東下向之刻ハ文

武二道之名將爲と雖一

身置難く時

身と名
を韜と跡と
隱一天高
雖踏地
厚一と雖荒
踏不
漸忍通る處
折節關守富
桎小奇め
被而辯口と
敵陣小叩と

而して迴文
と笈小探當
ととと少も
騷が不逆小
捧けて披露
と遂げ鰐の
口と遁
富國小下著
天命今于
期せり
然る處秀衡

身と名
を韜と跡と
隱一天高
雖踏地
厚一と雖荒
踏不
漸忍通る處
折節關守富
桎小奇め
被而辯口と
敵陣小叩と

厚一と雖荒
踏不
漸忍通る處
折節關守富
桎小奇め
被而辯口と
敵陣小叩と

折節關守富
桎小奇め
被而辯口と
敵陣小叩と

桎小奇め
被而辯口と
敵陣小叩と

被而辯口と
敵陣小叩と

敵陣小叩と

敵陣小叩と

敵陣小叩と

敵陣小叩と

敵陣小叩と

敵陣小叩と

敵陣小叩と

古今余師

五十一

子息三人の謀叛に依て
俄に君臣共
籠鳥の栖と
作せり

情事の意と
案むるに四
國戰場之雜
言者良薬口

不苦く金言
耳に逆ふ者
也須申狀有
てと雖佞人
道に横アツて
更にお上聞を
るに能ハ不
私の不運天
命也と忽感
涙肝に銘ト
言語道断る

人謀叛に依て籠鳥の栖と作せり

秀衡は田原系太秀の孫に代りて
号に如羽輝を假して戦場を更
すして其徳を以て死にせしむ
に秀衡の子西城方太秀は
言謝未だ朝の命を承りて父の志を承りて終に結と
以て國むすむるを承りて終に結と

偽案事をも國戰場

難事をも案事をも金言

者も道に横アツて

更にお上聞を

私の不運天

命也と忽感

涙肝に銘ト

言語道断る

古状
余市

高館の麓
 於數日の
 合戦衣川千
 里と赫とる
 古鳥江の
 邊不於高祖
 項羽之軍も
 豈之不如ん
 然と雖貞女
 兩夫小見え
 不賢仁二君
 小仕一不る
 の先言堅固
 と保ち訖ぬ
 弓箭の面目
 此事歟今日
 一命と棄て
 名と萬天ふ
 揚げ譽と後
 代小賄ひ者
 也

千軍不於高祖
 項羽

之軍寧如我

雖貞女不見

不賢仁二君

日五二為揚

矢者也

在二道

不於高祖

項羽

之軍寧如我

雖貞女不見

不賢仁二君

日五二為揚

矢者也

古事類聚

五十七

右之一通明
日披見旁御

一感予預
可予者也

文治五年閏
四月廿七日

熊谷狀

直實謹で白
以抑今度不
慮み此君
參會一奉
吳越句踐之
戦と得秦皇
燕丹之怒と
插直小勝
負と決せん
と欲する刻

右之一感者

後と披見せしむる事
わづらふまのぞと

文治五年閏四月廿七日

命收ふ人
えんごり

熊谷狀

その死體と敵陣へ送る
考へし時の状なり

直實謹で白

以抑今度不

慮み此君

參會一奉

吳越句踐之

戦と得秦皇

古状 徐師

俄不怨敵の
思と怒と速
不武意の勇
と扱ち還て
守護と加え
奉るの處後
從雲霞の大
勢襲來る爲

不落花時と
過さず不
縦直實源氏
と背さ始て
平家一參る
と雖彼ハ多
勢是ハ無勢
也契噲却て
養由ヶ藝と
眞む

かこりたれば始て舟と越ふゆせりあり女の
そとを穿入しと及一の花こそとんばはく草ふゆひ
我其まの越まを捨おせりおひとちて遊わけり
公もも船舟の始と不ゆせりおひとちて遊わけり
せんせせりとなり

武意勇の勇
と扱ち還て

從雲霞の大
勢襲來る爲

時
秋一子少少年
おそくは
おそくは

縦直實源氏
と背さ始て
平家一參る
と雖彼ハ多
勢是ハ無勢
也契噲却て
養由ヶ藝と
眞む

實源氏
と背さ始て
平家一參る
と雖彼ハ多
勢是ハ無勢
也契噲却て
養由ヶ藝と
眞む

勢是ハ無勢
也契噲却て
養由ヶ藝と
眞む

養由ヶ藝と
眞む

眞む

茲干直實通
 生と弓馬の
 家小(共)請け
 謀と洛西小
 廻一怨敵の
 旗と龍敵
 小(著)て天下
 無雙の名と
 得と雖收此
 の聲雷と鳥
 一蟪蛄集て
 立車と覆ん
 と鳥が如し
 愁弓と挽さ
 矢と放ち劍
 と抜さ楯と
 築さ命と同
 方小奪ひ名
 と西海の浪

情を向てしつたしつたしつたのさかひつらとありし
 う我の影をさしつたしつたしつたのさかひつらとありし

小(著)て天下の大名をさしつたしつたしつたのさかひつらとありし
 もゆけは契をさしつたしつたしつたのさかひつらとありし

一(著)て天下の大名をさしつたしつたしつたのさかひつらとありし
 茲干直實通

弓馬家ニ洛西ニ廻ニ旗ニ無雙ニ

蟪蛄集テ立車ト覆ニ鳥ガ如シ

愁弓ト挽サ矢ト放チ劍ト抜サ楯ト築サ命ト同シ

方小奪ヒ名ト西海ノ浪ト

茲干直實通

生と弓馬の

家小(共)請け

謀と洛西小

廻一怨敵の

旗と龍敵

小(著)て天下

無雙の名と

不レ於レ沈レん事
自レ他以家の
面目レ不レ非レる
哉

中就レ此君の
御疎意と仰
ご奉レる處唯
御命と直實
不レ於レ下給ひ
御菩提と承
ひ奉レる可レと

由レ頻レ不レ仰レ下
被レ問計ら
不レ涙と押え
不レ御頸と給
了畢ぬ
恨哉痛哉直
實此君與惡
縁と結び奉
る歎悲哉宿
縁其深く怨
敵の害と為

竹中半兵衛は名もなき

宗唯深河に於て是實之存

半は善提由頻被仰不

才也揖涙御頸承不

眼式廣哉

我實は宗平律徳家以出

我實は宗平律徳家以出

我實は宗平律徳家以出

我實は宗平律徳家以出

我實は宗平律徳家以出

我實は宗平律徳家以出

我實は宗平律徳家以出

一奉る

然と雖是逆

縁ふ非に何

互ふ生死の

結と切て一

蓮の身と爲

却順縁ふ

到ら不ん哉

然バ則閑居

の地と示し

宜く御菩提

と平ひ奉る

空き者也直

實が申状實

否後聞ふ其

隱無さ者歎

此趣と以然

る可く洩さ

不御披露有

可さ者也誠

忍謹言

壽永三年二

御て火燒くわく 傳つた 射や 乃すなは 因よ 衆た 徒ら 等ら

年とし 中ちゆう 異い 提てい 提てい 提てい 提てい 提てい 提てい

不ふ 遠えん 遠えん 遠えん 遠えん 遠えん 遠えん

去き めめ てて 年ねん 進しん 進しん 進しん 進しん 進しん 進しん

不ふ 遠えん 遠えん 遠えん 遠えん 遠えん 遠えん

不ふ 遠えん 遠えん 遠えん 遠えん 遠えん 遠えん

壽すう 永えい 三さん 年ねん 二に

二に 年ねん 八はち 月げつ 七しち 日にち

丹に 波は 美み 矣や

延えん 平へい 露ろ 有ゆう

可か 者しや 也や 誠まこと

忍にん 謹きん 言げん

八月

丹治直實

進上 伊賀平内左 律門尉殿

經盛返狀

今月七日攝 川一の谷小 於敦盛と討 被死骸并 遺物送て 給て畢ぬ

十月十日 伊賀平内左 律門尉殿 謹言 伊賀平内左 律門尉殿 謹言 伊賀平内左 律門尉殿 謹言

伊賀平内左 律門尉殿 謹言 伊賀平内左 律門尉殿 謹言 伊賀平内左 律門尉殿 謹言

進上 伊賀平内左 律門尉殿

伊賀平内左 律門尉殿 謹言 伊賀平内左 律門尉殿 謹言 伊賀平内左 律門尉殿 謹言

經盛返狀

伊賀平内左 律門尉殿 謹言 伊賀平内左 律門尉殿 謹言 伊賀平内左 律門尉殿 謹言

今月七日攝 川一の谷小 於敦盛と討 被死骸并 遺物送て 給て畢ぬ

伊賀平内左 律門尉殿 謹言 伊賀平内左 律門尉殿 謹言 伊賀平内左 律門尉殿 謹言

伊賀平内左 律門尉殿 謹言 伊賀平内左 律門尉殿 謹言 伊賀平内左 律門尉殿 謹言

伊賀平内左 律門尉殿 謹言

伊賀平内左 律門尉殿 謹言

率浴の故郷と出て各西

オノ甲冑を力に御衣をきそよお

海之波上小

漂ふ従以來

運命盡るこ

始て思ひ驚

又戰場小臨

可き小非

又戰場小臨

何二度歸

又戰場小臨

何とと思ん

又戰場小臨

哉生者必滅

少生者必滅

老幼不定ハ

少生者必滅

然と雖親と

成て子と成

成て子と成

成て子と成

契約淺く

契約淺く

不釋尊も御

不釋尊も御

子羅喉羅尊

子羅喉羅尊

者と悲そふ

六十五

首者

中

成

成

成

成

成

成

成

成

成

成

と應身權化

猶以斯の如

一況底下白

地の凡夫に

於と哉

然者去る七

日打立一朝

從今日の夕

不至て其傍

未身と離と

未燕來て轉

と其聲と

聞くと無く

雁翅と雙べ

て飛歸ると

雖音信と通

せ不

必定討被る

之由傳承る

と雖未其實

否と知ら未

る間偏し其

於身權化

こゝにこそし今うま

とある附文は、周縁のまゝに恩恵を蒙り切たり

とす、こゝに教誨め、亦も元ハ中天生津板玉のゆゑ

て、意をたゞす、すなはち耶須を、能くと書し、て

雁、唯、雁、と、つ、つ、つ、つ、と、な、な、な、な、と、な、な、な、な、と

十九歳の時、妻を、捨、捨、捨、捨、と、捨、捨、捨、捨、と

一も、由、由、由、由、と、由、由、由、由、と、由、由、由、由、と

捨、捨、と、今、秋、秋、秋、秋、と、今、秋、秋、秋、秋、と

一、捨、捨、と、ま、ま、ま、ま、と、ま、ま、ま、ま、と、ま、ま、ま、ま、と

次、の、事、な、り、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と

体も七日從打

と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と

と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と

と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と

と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と

と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と

と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と

と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と

音信を聞ん
 と天小仰
 地小臥て佛
 神小祈誓
 奉て感應と
 相待つ處七
 箇日の内小
 彼が死骸と
 見るとと得
 うは是則佛
 神の與一の
 所也

然る間内小
 ハ信心肝小
 銘ト外小ハ
 感涙之を増
 い心小催し
 袖と浸り但
 生て二び歸
 來るが如く
 又是則相活
 る小同ト

冥間佛の基音信天所

地行佛神お侍候意

安んずる内清母の死骸

是則佛不也

今その死骸と云ふて今く仏神のよへ入る

箇内候候外感涙

信心肝外ハ

銘ト外小ハ

感涙之を増

い心小催し

袖と浸り但

生て二び歸

來るが如く

又是則相活

古今集

六十一

抑貴邊の芳
恩二非人者

争之と見る

一門の風塵

皆以之と捨

つ況怨敵

於と哉和漢

兩朝と尋る

小古今未其

例と聞り未

貴恩之高き

須彌山嶺

下く芳情之

深たて蒼溟

海還淺し

進で之を酬

んる未來永

永より退て

報然る入過

去遠くしり

萬端多と雖

古今余師

今も昔も
無量の
功徳も

初らるまどきとの我一門の今も昔も
功徳の

功徳にありぬるが故に願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

功徳も改款の願ふ者も
改款の

筆紙小盡雖

併之と察

恐々謹言

壽永三年二

月十四日

經盛

熊谷次郎殿

曾我狀

極武天... 孫正四位下... 相國... 壽永三年二月十四日

熊谷次郎殿

曾我狀

是の曾我... 福徳... 曾我...

今夜富士野

曾我十郎祐

時致謀叛と

巧御刃之

今月廿八日... 曾我十郎祐... 成同く五郎... 時致謀叛と... 巧御刃之

御陣ふ押寄
せ伊豆國の
住人工藤左
衛門尉祐經
備前國の住
人吉備宮王
藤内と殺害
ひと云く

甚以奇怪之
次第也仍て
其身と誅戮
せし被誅ぬ
然小舎兄小
次郎舎弟禪
師房同心之

尉法印海軍國從金海軍

有内十八代伊豆次郎入彦祐親の孫河津

之弟祐泰のふん十弟の弟三歳の尉父を討つ
ふに母を伴ふて我大弟祐法小直姫によつて我と

氏とすう後祐法は伊豆祐親の兄若原良成若原祐次の子
なり多末連之曰年有十五日輕船に渡り富土中の收得せ

らるる在陸天女を以てて才媛のく候家と連て接へり
若我は年八年来て後を討んと幸甚せりふは尉の惣勢ふ

約してつけ候ひ四月八日の夜工者若苗子の影をびり
己父の仇祐法を討つ者内系氏若原は其の御之に一報

鎌倉後の不具と義の流傳せりと祐法が死すて其死せし
是れ也と傳へりて工者に若原と傳へて其死候ふ候外

候て其死すて之候中若原とて祐法を其死候ふ候外
傳へりて其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと

其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと
其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと

其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと
其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと

其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと
其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと

其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと
其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと其死せりと

古事類聚

六十一

由其聞有て
時日と廻ら
さ不召進せ
ら被可き之
由小候ふ也
仍て執達件
の如し

建久四年五
月晦日
梶原景時
曾我太郎殿

同返状
本る晦日の
御教書今月
三日小到來
謹而拜見仕
候ひ畢ぬ抑
小次郎禪師

進むる旨仍執達件
かくて
結成ハ

仁田の御忠告とたうひ古力打きて候ふ所
二十二家討伐ハ宗の事なる所ハ上げ捕まて
別する時ハ世宗少次郎禪師亦も先ずる事
同その実状紙にせん事ありし事上は
僅余及びその起紙紙
此ノ事ト大伴の事ト

建久四年五月
建久四年八月十
二代後深草院

梶原景時
傳教院
此ノ事

曾我太郎殿
曾我太郎
伝大威冠

内大臣源公朝十良代馬元
維信の長子なる所ハ

同返状

本る晦日の
御教書今月

三日小到來
謹而拜見仕

候ひ畢ぬ抑
小次郎禪師

房召之事小
次郎者京都
住居之由承
及び候ふ
各別御使者
と以召さ被
可く候ふ

坊召之事小
次郎者京都
住居之由承
及び候ふ
各別御使者
と以召さ被
可く候ふ

坊召之事小
次郎者京都
住居之由承
及び候ふ
各別御使者
と以召さ被
可く候ふ

坊召之事小
次郎者京都
住居之由承
及び候ふ
各別御使者
と以召さ被
可く候ふ

坊召之事小
次郎者京都
住居之由承
及び候ふ
各別御使者
と以召さ被
可く候ふ

坊召之事小
次郎者京都
住居之由承
及び候ふ
各別御使者
と以召さ被
可く候ふ

坊召之事小
次郎者京都
住居之由承
及び候ふ
各別御使者
と以召さ被
可く候ふ

坊召之事小
次郎者京都
住居之由承
及び候ふ
各別御使者
と以召さ被
可く候ふ

坊召之事小
次郎者京都
住居之由承
及び候ふ
各別御使者
と以召さ被
可く候ふ

坊召之事小
次郎者京都
住居之由承
及び候ふ
各別御使者
と以召さ被
可く候ふ

坊召之事小
次郎者京都
住居之由承
及び候ふ
各別御使者
と以召さ被
可く候ふ

坊召之事小
次郎者京都
住居之由承
及び候ふ
各別御使者
と以召さ被
可く候ふ

坊召之事小
次郎者京都
住居之由承
及び候ふ
各別御使者
と以召さ被
可く候ふ

禪師房者浪人之間行方
と知ら不候
ふに依て召
進ずり不
を不候ふ此
旨と以能々
御申し有る
可く候ふ恐
惶謹言

六月五日
曾我太郎
進上
梶原平三殿

禪師房者浪人之間行方

不知以方不候

進上

曾我太郎

梶原平三殿

進上

曾我太郎
進上
梶原平三殿

曾我太郎

進上

曾我太郎

孝經餘師

中本 全一冊

教文解の文附を附書とほ
句毎小講記とらへく紀しり

千字文餘師全

右月例の文作あり

實語教童子教餘師全

右月例の文作あり

天保十四年歲次癸卯季秋之日

馬喰町壹丁目

吉田屋文三郎

日本橋元大工町

布袋屋市兵衛

京橋南緝屋町

三河屋甚助

東都書肆

中林

健彦

多野

